

# みやざき農業人材確保支援会議設置要綱

制 定 令和3年5月13日

(名称)

第1条 この組織は、みやざき農業人材確保支援会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、関係機関・団体との密接な連携や各地域における関係協議会（以下「地域協議会」という。）との調整のもと、農業現場における人材確保の推進を図り、本県農業の発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 農業人材確保のための各種事業の推進・活用に関すること。
- (2) 農業人材確保のための関係機関・団体との総合調整に関すること。
- (3) 農福連携の推進に関すること。
- (4) 地域協議会との連携・調整に関すること。
- (5) 宮崎県等からの補助金受入及び農業団体等からの負担金の徴収に関すること。
- (6) その他農業人材確保に係る事項に関すること。

(組織)

第4条 会議に委員会及び農業人材対策部会、農福連携推進部会を置く。

- 2 委員会は、別表1の委員で構成する。
- 3 農業人材対策部会は、別表2の会員で構成する。
- 4 農福連携推進部会は、別表3の会員で構成する。

(役員等)

第5条 会議に会長1名、副会長2名の役員を置く。会長は宮崎県農政水産部次長（農政担当）、副会長は宮崎県農業協同組合中央会労働力確保支援室長及び一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会事務局長をもって充てる。

- 2 会議に監事2名を置く。監事は、一般社団法人宮崎県農業会議農政課長及び公益社団法人宮崎県農業振興公社担い手支援課長をもって充てる。

(職務)

第6条 会長は、会議を代表し、会議の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会議の事業及び会計を監査するとともに、会議が適正に運営されているかを監査する。

(委員会)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の議決は、委員の過半が出席し、出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、会長が必要と認め、委員の過半数の書面による合意があるときは、委員会の決議があったものとみなす。
- 3 会長は、会議の運営上必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、委員以外の者は議決権を有しない。
- 4 委員会においては、次の事項について協議する。
  - (1) みやざき農業人材確保支援会議設置要綱の制定及び変更に関すること。
  - (2) 農業人材確保のための事業計画・収支予算等の審議・承認に関すること。
  - (3) その他必要な事項に関すること。

(部会)

第8条 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 部会の会議は、部会長が議事に関係あると判断される部会員の出席をもって開催できるものとする。
- 3 部会長は、会議の運営上必要があるとき、部会員以外の者を会議に招集することができる。
- 4 部会においては、次の事項について協議する。
  - (1) 農業人材対策部会
    - ① 国内の農業人材に関すること（農福連携を除く）。
    - ② 外国人材に関すること。
    - ③ その他必要な事項に関すること。
  - (2) 農福連携推進部会
    - ① 農福連携に関すること
    - ② その他必要な事項に関すること。

（地域協議会）

第9条 西臼杵支庁及び各農林振興局単位において、地域協議会を置く。

- 2 地域協議会の運営は、西臼杵支庁及び各農林振興局単位において別途定める。

（事務局）

第10条 会議の事務を処理するため、宮崎県農政水産部農業担い手対策課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、農業担い手対策課長をもって充てる。
- 3 事務局においては、次の事項について協議及び取り組むこととする。
  - (1) 農業人材確保のための事業計画・収支予算等に関すること。
  - (2) 農業人材確保のための関係機関・団体との総合調整に関すること。
  - (3) 地域協議会との連携・調整に関すること。
  - (4) その他必要な事項に関すること。

（事業年度）

第11条 会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（経費）

第12条 会議の経費は、宮崎県等からの補助金及び農業団体等からの負担金等をもって充てる。

（会計処理）

第13条 会計処理は、別途定めるみやざき農業人材確保支援会議会計事務処理要領により処理する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和3年5月13日より施行する。

別表 1

委員（第 4 条・第 7 条関係）

機 関 ・ 団 体 名	機関・団体の役職名	会議の役職名
宮崎県 宮崎県農業協同組合中央会 一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会 公益社団法人宮崎県農業振興公社 一般社団法人宮崎県農業会議 宮崎県農業再生協議会 宮崎県	農政水産部次長（農政担当） 労働力確保支援室長 事務局長 担い手支援課長 農政課長 事務局次長 農業担い手対策課長	会長 副会長 副会長 監事 監事

別表 2

農業人材対策部会（第 8 条関係）

機 関 ・ 団 体 名	機関・団体の役職名	備 考	
宮崎県	農業担い手対策課	課長補佐（技術）	部会長
〃	〃	参入支援・人材対策担当リーダー	
〃	〃	参入支援・人材対策担当	
宮崎県農業協同組合中央会	労働力確保支援室	課長補佐	
〃	〃	調査役	
一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会	事務局員		

別表 3

農福連携推進部会（第 8 条関係）

機 関 ・ 団 体 名	機関・団体の役職名	備 考	
宮崎県	農業担い手対策課	課長補佐（技術）	部会長
〃	〃	参入支援・人材対策担当リーダー	
〃	〃	参入支援・人材対策担当	
〃	障がい福祉課	障がい者・就労支援担当リーダー	
〃	〃	障がい者・就労支援担当	
〃	特別支援教育課	課長補佐兼指導担当リーダー	
〃	〃	指導担当	
宮崎県農業協同組合中央会	労働力確保支援室	課長補佐	
〃	〃	指導監	
一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会	事務局員		